

老齡基礎年金（1）①：9分

1. 老齡基礎年金の支給要件の原則
 2. 保険料納付済期間
 3. 保険料免除期間
 4. 65歳に達したときとは
 5. 支給要件の根拠条文（法第26条）
 6. 支給要件のまとめ
 7. 老齡基礎年金の支給要件の特例（法附則第9条第1項）
 8. 合算対象期間
- ※ 確認問題

■ 講義中の法令、略令の一例 ■

・法第26条 ……………国民年金法第26条

老齢基礎年金の支給要件の原則

支給要件の原則および特例

支給要件の原則は、
法第26条に規定

受給資格期間、受給資格期間の短縮

年金額、年金額のスライド

振替加算

支給の繰上げと繰下げ、失権

Point

老齢基礎年金は、原則として、保険料納付済期間と保険料免除期間とを合わせた期間が25年以上ある者が、65歳に達したときに支給されます。



保険料納付済期間

保険料納付済期間

被保険者の種別	保険料納付済期間となるもの	条文
第1号被保険者 (任意加入被保険者を含む)	保険料を全額納付した期間	法第5条第2項 法附則第5条第10項
第2号被保険者	20歳以上60歳未満の期間	法第5条第2項 昭和60年改正法附則第8条第4項
第3号被保険者	第3号被保険者としての被保険者期間	法第5条第2項

- ・第2号被保険者の**20歳未満**と**60歳以上**の期間は、合算対象期間となります。
- ・S36/4/1～S61/3/31までの期間のうち、被用者年金制度加入者の配偶者であった**20歳以上60歳未満**の期間は、合算対象期間となります。



保険料免除期間

保険料免除期間

(法第5条第3項～第7項)

保険料免除期間

全額免除期間

4分の3免除期間

半額免除期間

4分の1免除期間

一部免除期間

法定免除

全額免除

学生納付特例

若年者納付猶予

それぞれ免除されない部分の保険料が納付されている場合に限り、保険料免除期間として計算されます。

Point

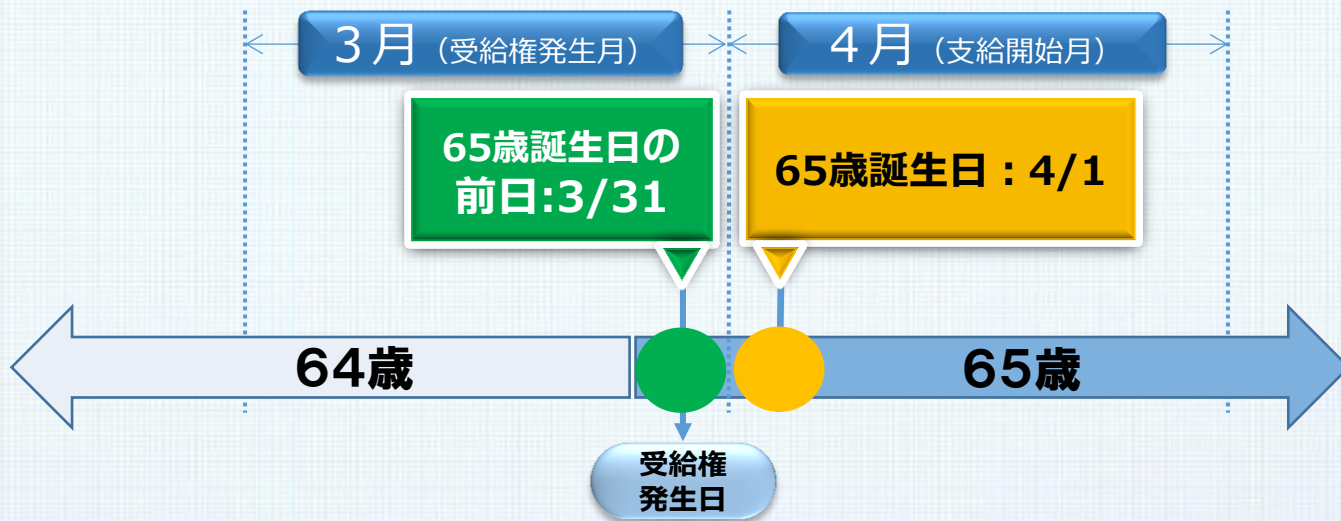
免除された部分の保険料が追納された期間は、保険料納付済期間となるため、保険料免除期間から除かれます。



65歳に達したときとは

65歳に達したとき

65歳に達したとき	65歳の誕生日の前日
年金給付の「受給権の発生日」	65歳の誕生日の前日の属する月（65歳に達した日の属する月）
年金の「支給開始月」	65歳の誕生日の前日の属する月の翌月（65歳に達した日の属する月の翌月）



支給要件の根拠条文（法第26条）

条 文

第26条 老齢基礎年金は、保険料納付済期間又は保険料免除期間（第90条の3第1項[学生納付特例]の規定により納付することを要しないものとされた保険料に係るものを除く。）を有する者が65歳に達したときに、その者に支給する。

ただし、その者の保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が25年に満たないときは、この限りでない。

注 若年者納付猶予についても学生納付特例と同様に取扱います。（平成16年改正法附則第19条第4項）

1か月以上あるときに老齢基礎年金の受給権が発生する

保険料納付済期間

または

保険料免除期間

（学生納付特例・若年者納付猶予期間を含まない）

保険料納付済期間と保険料免除期間とを合わせた期間が25年以上

保険料納付済期間

保険料免除期間

（学生納付特例・若年者納付猶予期間を含む）

支給要件のまとめ

支給要件

- (1) 65歳に達していること
- (2) 保険料納付済期間又は保険料免除期間（学生納付特例期間と若年者納付猶予期間を除く）を1か月以上有すること
- (3) 保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が25年以上であること

1か月以上あるときに老齢基礎年金の受給権が発生する

保険料納付済期間

または

保険料免除期間

(学生納付特例・若年者納付猶予期間を含まない)

保険料納付済期間と保険料免除期間とを合わせた期間が25年以上

保険料納付済期間

保険料免除期間

(学生納付特例・若年者納付猶予期間を含む)

老齡基礎年金の支給要件の特例（法附則第9条第1項）

受給資格期間

原則

25年以上

保険料納付済期間

保険料免除期間

特例

25年以上

（法附則第9条第1項）

保険料納付済期間

保険料免除期間

合算対象期間



Point

合算対象期間とは、

老齡基礎年金の**受給資格期間には含めますが、**
年金額の計算の基礎に含めない、いわゆる「カラ期間」のことです。

合算対象期間

合算対象期間

年金権の確保を目的としたもの

合算対象期間の仕組みを導入している主眼点は、「年金権の確保を目的とした合算対象期間」であり、合算対象期間の大半はこの観点から設けられている。

公平性の確保を目的としたもの

「公平性の確保を目的とした合算対象期間」として、老齢基礎年金の年金額の計算の基礎となる期間を公平に統一する観点から、被用者年金制度の加入期間の一部が合算対象期間とされている。

Point

合算対象期間は老齢基礎年金や老齢厚生年金の受給資格期間に限って算入されるものであり、障害基礎年金、遺族基礎年金および旧法の年金の受給資格期間には算入されません。

確認問題

問題 1

第 2 号被保険者としての被保険者期間のうち 20 歳未満及び 60 歳以上の期間は、合算対象期間とされる。

解答



(昭和 60 年改正法附則第 8 条第 4 項)

問題 2

老齢基礎年金の受給資格期間は、原則として、保険料納付済期間、保険料免除期間および合算対象期間を合わせた期間が 25 年以上あれば満たすこととなる。

解答



(法第 26 条、法附則第 9 条)



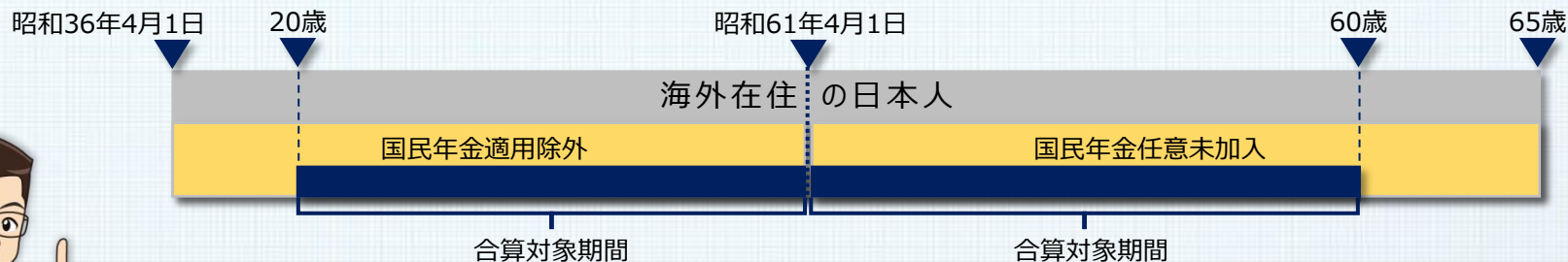
老齡基礎年金（1）②：13分

1. 合算対象期間（海外在住の日本人）
 2. 合算対象期間（被用者年金各法の老齡・退職給付、障害給付、遺族給付の受給権者等）
 3. 合算対象期間（被用者年金制度の加入者の配偶者）
 4. 合算対象期間（学生）
 5. 合算対象期間（厚生年金保険の脱退手当金を受けた者）
 6. 合算対象期間（外国人または外国人であった者）
 7. 合算対象期間（任意加入未納期間）
 8. 合算対象期間（公平性の確保を目的とした合算対象期間）
 9. 合算対象期間の計算
 10. 受給資格期間の短縮（昭和5年4月1日以前に生まれた者の特例）
 11. 受給資格期間の短縮（被用者年金制度の加入期間の特例）
 12. 受給資格期間の短縮（厚生年金保険の中高齢の特例）
 13. 厚生年金保険第3種被保険者（坑内員・船員）の被保険者期間の特例
- ※ 確認問題

合算対象期間①（海外在住の日本人①）

年金権の確保を目的とした合算対象期間

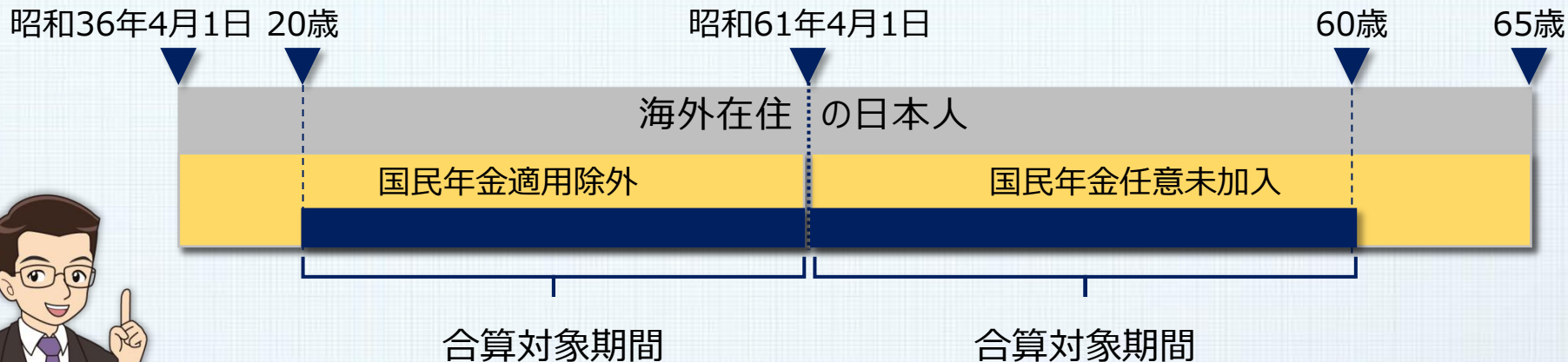
国民年金に任意加入できる者が任意加入しなかった期間		
対象者	合算対象期間	
日本国内に住所を有せず、 かつ、日本国籍を有する者 (海外在住の日本人)	昭和61年4月1日以後	任意加入しなかった 20歳以上60歳未満の期間
	昭和36年4月1日から 昭和61年3月31日まで	任意加入できなかった 20歳以上60歳未満の期間



合算対象期間①（海外在住の日本人②）

国民年金に任意加入できなかった（適用除外期間）昭和36年4月1日から昭和61年3月31日までの期間のうち、20歳以上60歳未満の期間についても合算対象期間となる。

海外に在住する日本国籍を有する者については、昭和61年4月1日以後で任意加入しなかった期間のうち、20歳以上60歳未満の期間は、合算対象期間となる。



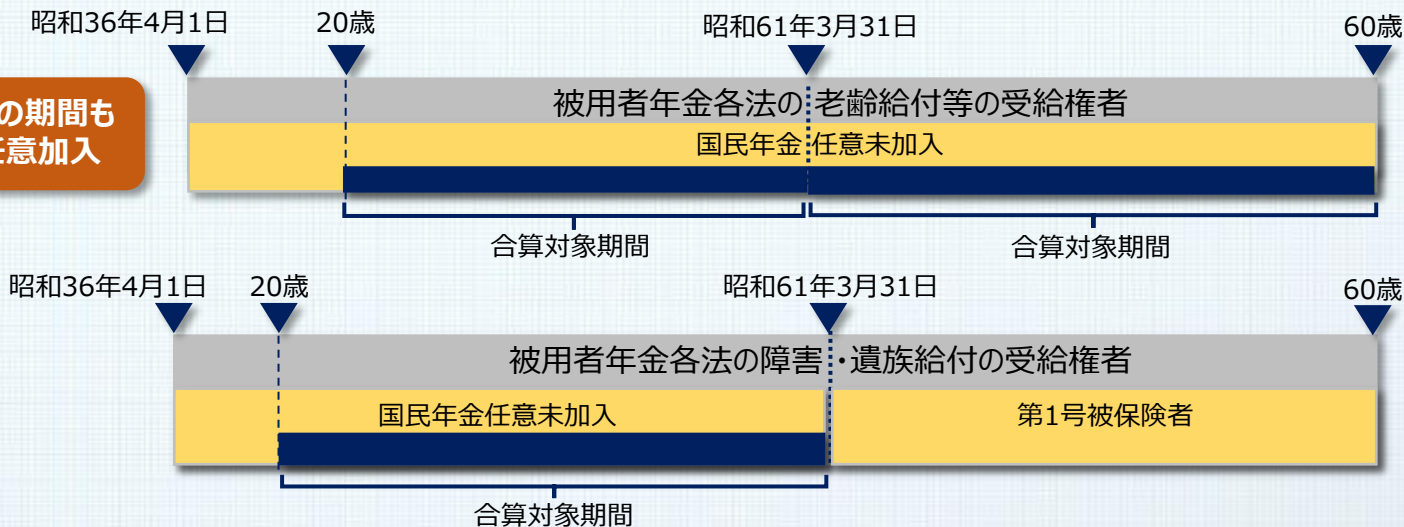
合算対象期間② (被用者年金各法の老齢・退職給付、障害給付、遺族給付の受給権者等①)

年金権の確保を目的とした合算対象期間

国民年金に任意加入できる者が任意加入しなかった期間

対象者		合算対象期間	
被用者年金各法の老齢給付等（老齢・退職年金）の受給権者	その配偶者	昭和36年4月1日から 昭和61年3月31日まで	任意加入しなかった 20歳以上60歳未満の期間
被用者年金各法の障害給付（障害年金）の受給権者	その配偶者		
被用者年金各法の遺族給付（遺族年金）の受給権者	—		

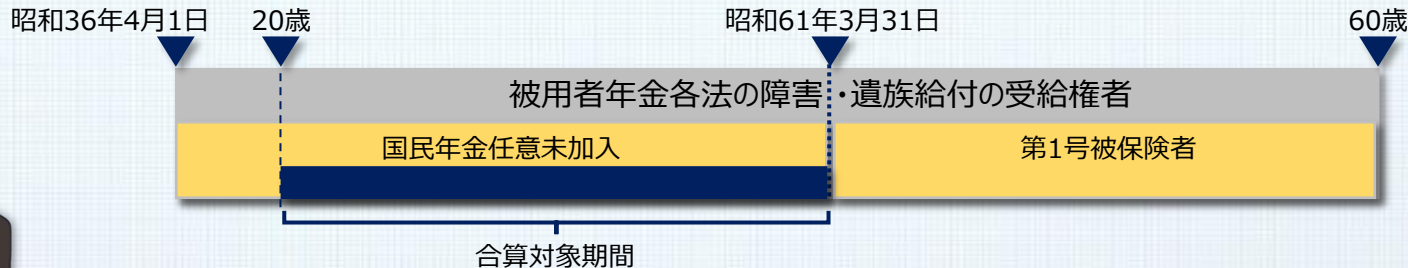
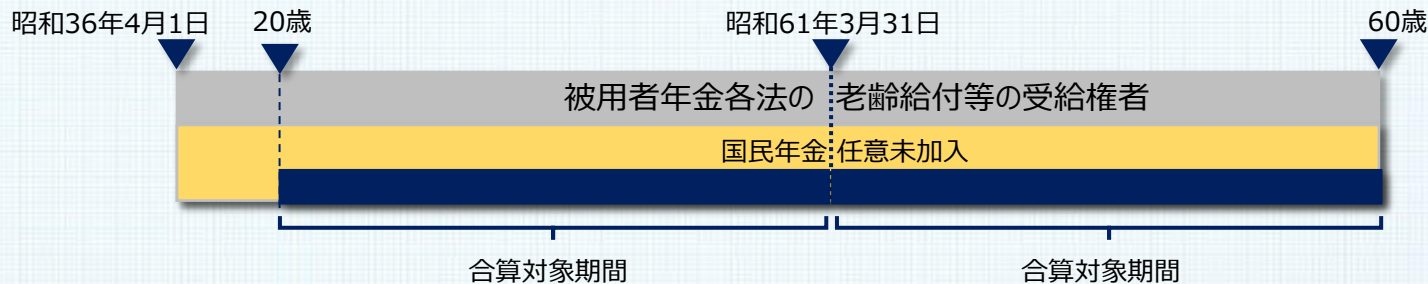
昭和61年4月1日以後の期間も
国民年金への加入は任意加入



合算対象期間② (被用者年金各法の老齢・退職給付、障害給付、遺族給付の受給権者等②)

被用者年金各法に基づく老齢または退職給付、障害給付、遺族給付の受給権者のうち、昭和36年4月1日から昭和61年3月31日までの間で任意加入しなかった20歳以上60歳未満の期間は、合算対象期間となる。被用者年金各法に基づく、老齢または退職給付、障害給付の受給権者の配偶者も同様。

被用者年金各法に基づく老齢または退職給付の受給権者は、昭和61年4月1日以後の期間も、国民年金への加入は任意加入となっている。(任意加入しなかった20歳以上60歳未満の期間は、合算対象期間となる。)

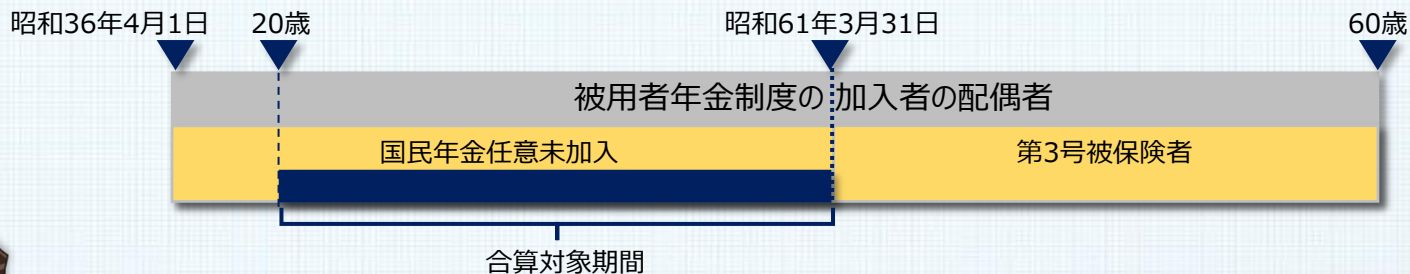


合算対象期間③（被用者年金制度の加入者の配偶者①）

年金権の確保を目的とした合算対象期間

国民年金に任意加入できる者が任意加入しなかった期間

対象者	合算対象期間	
被用者年金制度の加入者の配偶者	昭和36年4月1日から 昭和61年3月31日まで	任意加入しなかった 20歳以上60歳未満の期間

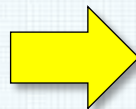


昭和61年4月1日以後、第2号被保険者の被扶養配偶者に該当する者は、第3号被保険者となります。

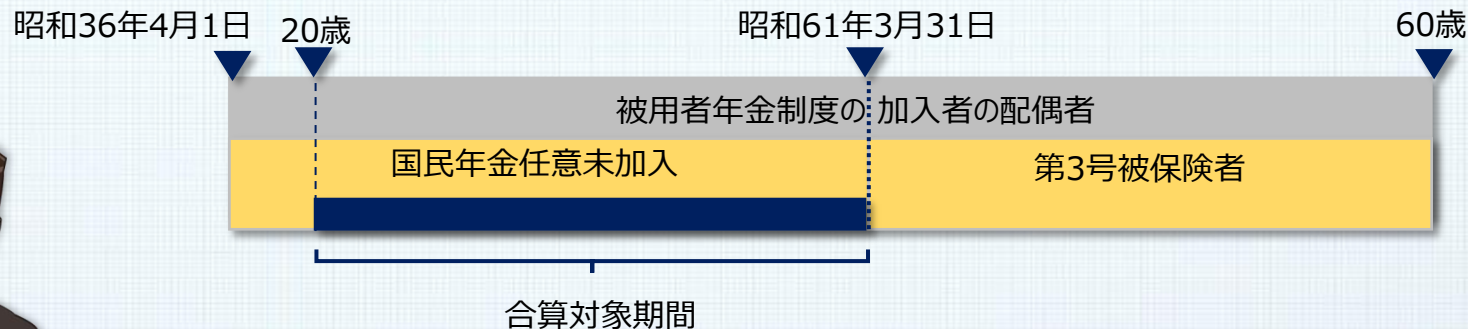


合算対象期間③（被用者年金制度の加入者の配偶者②）

被用者年金制度の加入者の配偶者については、昭和36年4月1日から昭和61年3月31日まで間で任意加入しなかった20歳以上60歳未満の期間は、合算対象期間となる。



昭和61年4月1日以後、第2号被保険者の被扶養配偶者に該当する者は、第3号被保険者となる。



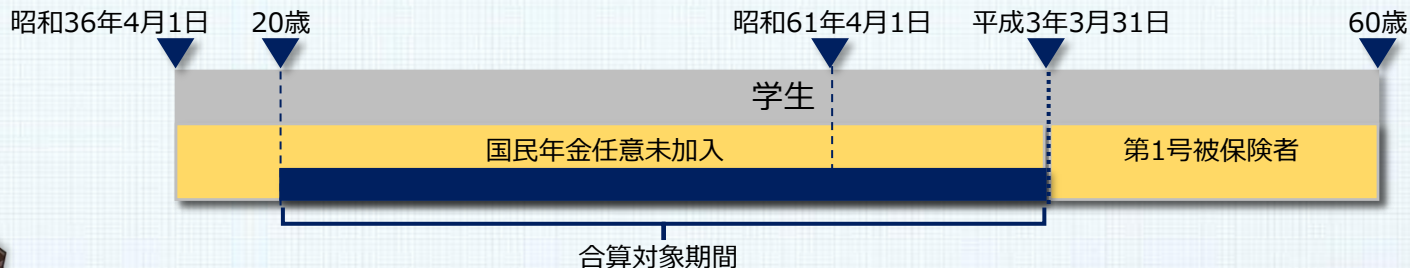
合算対象期間④ (学生①)

年金権の確保を目的とした合算対象期間

国民年金に任意加入できる者が任意加入しなかった期間

対象者	合算対象期間	
昼間学生	昭和36年4月1日から 平成3年3月31日まで	任意加入しなかった 20歳以上60歳未満の期間

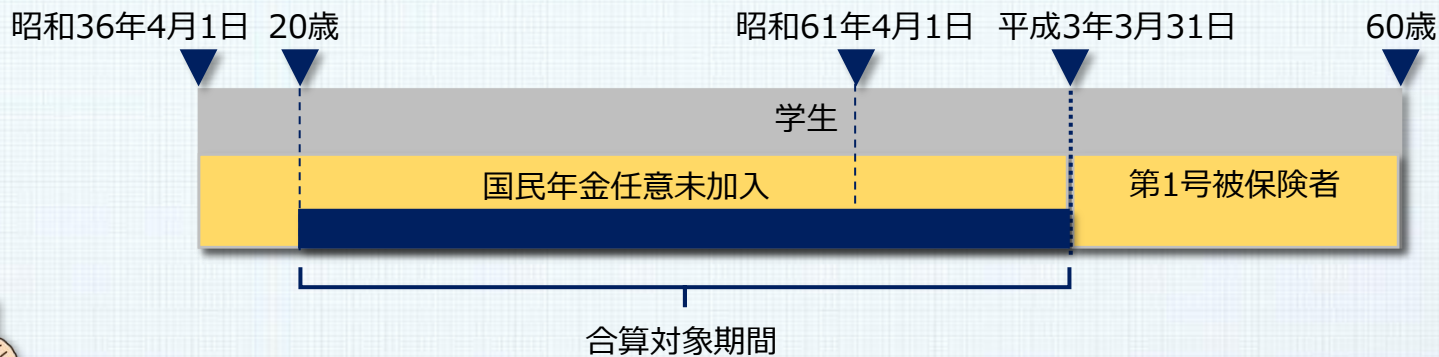
※専修学校及び各種学校の学生は昭和61年4月1日から平成3年3月31日までの期間



学生は、平成3年4月1日から国民年金が強制適用されることになりました。

合算対象期間④（学生②）

学生については、昭和36年4月1日から平成3年3月31日までの間で任意加入しなかった20歳以上60歳未満の期間は、合算対象期間となる。



合算対象期間⑤（厚生年金保険の脱退手当金を受けた者①）

年金権の確保を目的とした合算対象期間

被用者年金制度の加入期間	
対象者	合算対象期間
昭和61年4月1日前に厚生年金保険（船員保険）の脱退手当金を受けた者	昭和36年4月1日から昭和61年3月31日までの期間で、脱退手当金の計算の基礎となった期間

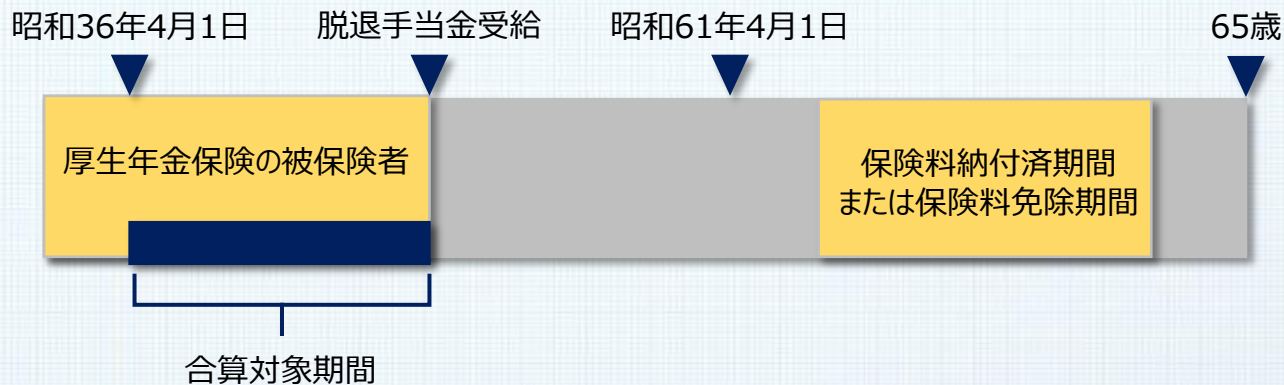
※昭和61年4月1日以後65歳に達する日の前日までの間に
保険料納付済期間、または保険料免除期間を有する者に限ります。



合算対象期間⑤（厚生年金保険の脱退手当金を受けた者②）

昭和36年4月1日から昭和61年3月31日までの期間のうち、昭和61年4月1日前に厚生年金保険の脱退手当金を受けた者のその脱退手当金の計算の基礎となった期間は、合算対象期間となる。

ただし、合算対象期間となるのは、昭和61年4月1日以後65歳に達する日の前日までの間に保険料納付済期間、または保険料免除期間を有する者に限る。

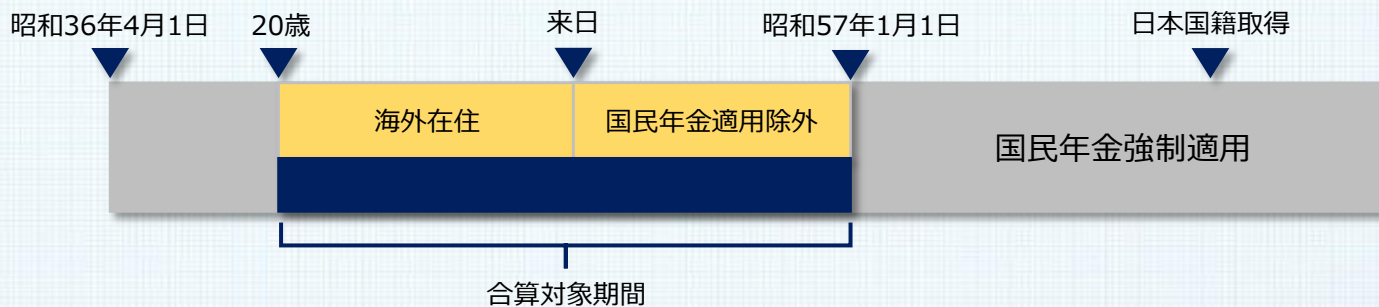


合算対象期間⑥（外国人または外国人であった者①）

年金権の確保を目的とした合算対象期間

外国人または外国人であった期間

対象者	合算対象期間
昭和36年5月1日以後、20歳以上65歳未満の間に 日本国籍を取得した者、または永住許可を受けた者など	日本国内に住所を有していた期間のうち、適用除外とされていた 昭和36年4月1日から昭和56年12月31日までの20歳以上60歳未満の期間
	日本国内に住所を有していなかった期間のうち、昭和36年4月1日から 日本国籍を取得した日等の前日までの20歳以上60歳未満の期間



日本国内に住所を有する外国人は、昭和57年1月1日から国民年金が強制適用されることになりました。



合算対象期間⑥（外国人または外国人であった者②）

昭和36年4月1日から昭和56年12月31日までの期間は、
日本国籍を有する者以外は国民年金に加入することができなかった。

昭和36年5月1日以後、20歳に達した日の翌日から65歳に達した日の前日までの間に日本国籍を取得した者、または永住許可を受けた者などが日本国内に住所を有していた期間のうち、適用除外とされていた昭和36年4月1日から昭和56年12月31日までの20歳以上60歳未満の期間が合算対象期間となる。

（昭和36年5月1日以後、20歳に達した日の翌日から65歳に達した日の前日までの間に日本国籍を取得した者、または永住許可を受けた者などが）日本国内に住所を有していなかった期間のうち、昭和36年4月1日から日本国籍を取得した日等の前日までの20歳以上60歳未満の期間も合算対象期間となる。



合算対象期間⑦（任意加入未納期間）

任意加入未納期間

（任意加入被保険者が保険料を納付しなかった期間）

平成26年
3月31日まで



未納期間
↓
受給資格期間に
算入されない

平成26年
4月1日から



合算対象期間
↓
受給資格期間に
算入される

年金権の確保を目的とした合算対象期間

任意加入未納期間（年金機能強化法）

合算対象期間に算入される任意加入未納期間

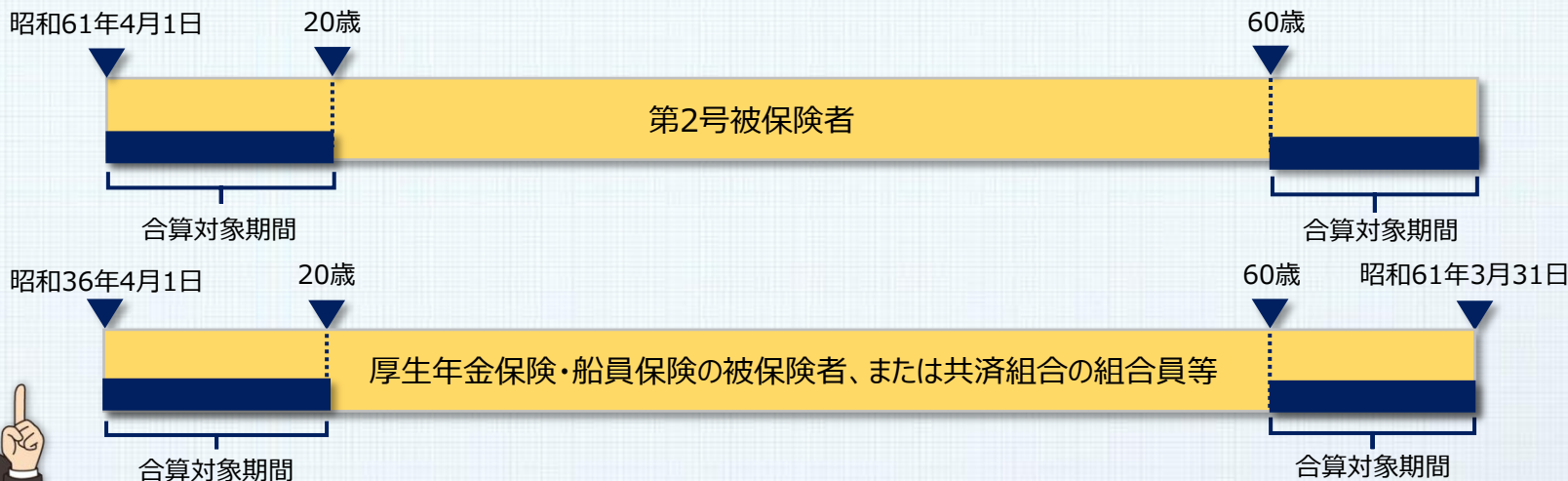
- ・基礎年金制度導入前の被用者年金制度の加入者の配偶者が、国民年金に任意加入したが保険料を納付しなかった期間
- ・基礎年金制度導入以後の海外居住者が、国民年金に任意加入したが保険料を納付しなかった期間 など

平成26年4月1日前の任意加入未納期間は、平成26年4月1日に合算対象期間に算入され、過去に遡っては算入されません。



合算対象期間⑧ (公平性の確保を目的とした合算対象期間①)

被用者年金制度の加入期間		
対象者	合算対象期間	
第2号被保険者	昭和61年4月1日以後	20歳未満および60歳以上の期間
厚生年金保険・船員保険の被保険者、 または共済組合の組合員等	昭和36年4月1日から 昭和61年3月31日まで	20歳未満および60歳以上の期間

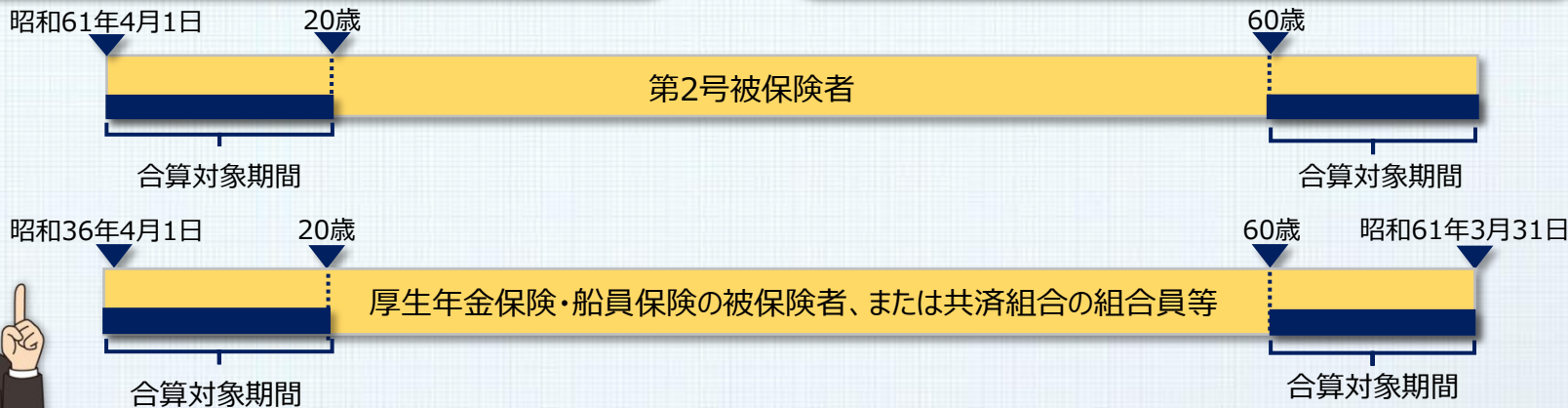


合算対象期間⑧（公平性の確保を目的とした合算対象期間②）

老齢基礎年金の額は、すべての人が公平に昭和36年4月1日以後の20歳以上60歳未満の期間を基礎として、計算されなければならない。

第2号被保険者としての被保険者期間のうち、合算対象期間となるのは、昭和61年4月1日以後の期間で、20歳未満と60歳以上の期間。

昭和36年4月1日から昭和61年3月31日までの期間で、厚生年金保険や船員保険の被保険者、または共済組合の組合員等であった期間のうち、20歳未満と60歳以上の期間は、合算対象期間となる。



合算対象期間の計算

原則

合算対象期間の計算

一般の国民年金の被保険者期間の計算の例による

1つの月が2つ以上の合算対象期間の規定に該当する場合

合 算 対 象 期 間

合 算 対 象 期 間

最も有利な1つの期間が合算対象期間となる

合算対象期間の規定に該当する月が、同時に、保険料納付済期間、または保険料免除期間となっている場合

保 険 料 納 付 済 期 間

保 険 料 免 除 期 間

合算対象期間

合算対象期間とならない



受給資格期間の短縮①（昭和5年4月1日以前に生まれた者の特例）

昭和5年4月1日以前に生まれた者の特例

生年月日	受給資格期間
大正15年4月2日～昭和2年4月1日	21年
昭和2年4月2日～昭和3年4月1日	22年
昭和3年4月2日～昭和4年4月1日	23年
昭和4年4月2日～昭和5年4月1日	24年

昭和60年改正法附則第12条第1項第1号、昭和60年改正法附則別表第1



受給資格期間の短縮②（被用者年金制度の加入期間の特例）

被用者年金制度の加入期間の特例

生年月日	受給資格期間
昭和27年4月1日以前	20年
昭和27年4月2日～昭和28年4月1日	21年
昭和28年4月2日～昭和29年4月1日	22年
昭和29年4月2日～昭和30年4月1日	23年
昭和30年4月2日～昭和31年4月1日	24年

被用者年金制度の加入期間



昭和60年改正法附則第12条第1項第2号、第3号、昭和60年改正法附則別表第2

受給資格期間の短縮③（厚生年金保険の中高齢の特例）

厚生年金保険の中高齢の特例

男子は40歳、女子は35歳以後の厚生年金保険の被保険者期間が、生年月日に応じて15年から19年以上あれば、老齢基礎年金が支給されます。

※ただし、その期間のうち7年6月以上は、第4種被保険者、または船員任意継続被保険者としての被保険者期間以外の期間であるときに限ります。



生年月日	受給資格期間
昭和22年4月1日以前	15年
昭和22年4月2日～昭和23年4月1日	16年
昭和23年4月2日～昭和24年4月1日	17年
昭和24年4月2日～昭和25年4月1日	18年
昭和25年4月2日～昭和26年4月1日	19年

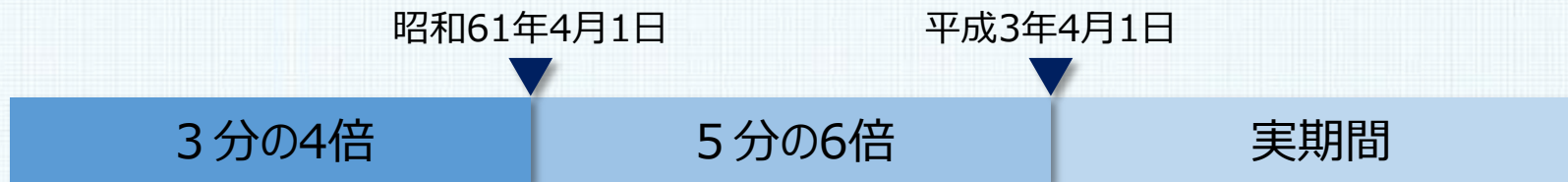
被保険者期間
厚生年金保険の



昭和60年改正法附則第12条第1項第4号、第5号、昭和60年改正法附則別表第3

厚生年金保険第3種被保険者（坑内員・船員）の被保険者期間の特例

第3種被保険者期間の計算



(昭和60年改正厚生年金保険法附則第47条第2項～第4項、旧厚生年金保険法第19条第3項)

第3種被保険者とは・・・

坑内員又は船員である厚生年金保険の被保険者のことをいいます。

Point

この特例は、受給資格期間を計算する際の特例であり、老齢基礎年金の年金額を計算するときは、平成3年4月1日前の期間についても実期間で計算します。



確認問題

問題 1

日本人で昭和36年4月1日から昭和61年3月31日までの間で海外に居住していたため適用除外とされていた20歳以上65歳未満の期間は合算対象期間となる。

解答



(昭和60年改正法附則第8条第5項第9号)

20歳以上60歳未満の期間が合算対象期間となります。

問題 2

学生であった期間が合算対象期間とされるのは、昭和36年4月1日から昭和61年3月31日までの間のうち、任意加入をしなかった20歳以上60歳未満の期間である。

解答



(平成元年改正法附則第4条)

「昭和61年3月31日まで」ではなく「平成3年3月31日まで」の期間です。

